

第三部 香港 (SAR)

1. 香港タックスアラート (香港税務速報)

(1) 二段階の事業所得税率の導入により、より競争力のある税制を目指す

(18HK01) 第1回 2018年1月

概要

- 2017年12月29日に香港税務改正法案（第7号）（事業所得税法案）が公示された事により、二段階の事業所得税率制度が導入される事になる。
- この制度の主な目的は、簡潔な税務制度と低い税率を保ちながら、経済発展を促すように競争力のある税体系を維持する事にある。

2017年12月29日に香港税務改正法案（第7号）（事業所得税法案）が公示された事により、二段階の事業所得税率制度が導入される事になる。

この事業所得税法案の主な目的は、税制の簡潔さと低い税率を保ちながら、経済発展を促すように競争力のある税体系を維持する事にある。二段階の事業所得税制度の導入により、以下が達成される事が期待されている。

- 中小企業を中心に全体的な税負担が緩和される。
- 減税分をハードウェア及びソフトウェアのアップグレードの再投資に充て、業務全般及びその効率化を促進する事ができる。
- 税負担の軽減によって、社会的成功を収めたより多くの企業が、社会的な目標（例えば、社会的弱者の雇用拡大や研修機会の提供）を遂行する事が可能となる。
- 優れた投資対象国としての香港の地位を向上させる。

二段階の事業所得税制度

この二段階の事業所得税制度は、2018/19課税年度（2018年4月1日以降）から、法人及び非法人事業の両方に適用される。適用される税率は以下の通りである。

課税対象所得	税率	
	法人	非法人事業
200万香港ドル以下	8.25%	7.5%
200万香港ドル超	16.5%	15%

法人については、企業が得た利益のうち200万香港ドルまでは現在の半分の税率（即ち、8.25%）で課税され、残りの利益は引き続き、既存の16.5%の税率で課税される。

非法人事業については、企業が得た利益のうち200万香港ドルまでは現在の半分の税率（即ち、7.5%）で課税され、残りの利益は引き続き、既存の15%の税率で課税される。

このベネフィットを重複して享受する事を避けるために、以下の企業は二段階の事業所得税制度の対象外となる。

- 半分の税率の優遇税制を選択している企業（例えば、再保険会社、キャプティブ保険会社、コーポレート・トレジャリー・センター及び航空機リース会社）
- 既に半分の税率（即ち、7.5%または該当する場合8.25%）が適用されている利息、収益または利益などの適格負債性金融商品の保有者の総受取額または支払額に関する課税対象所得

但し、軽減税率の乱用防止のため、細分化禁止条項が設けられる見込みである。そのため、個々の企業グループは、累進税率が適切に適用されるように、複数のグループ会社から軽減税率を適用できる会社を1つだけ選択する必要がある。

香港税務条例 (IRO) の主な改正事項

IROは二段階の事業所得税制度を導入するために、以下の改正を行う予定である。事業所得税法案の主な条項は以下の通りである。

主な改正	改正の内容
第14条 (改正)	<p>事業所得税の課税は、2018年4月1日以降開始する課税対象年度に適用するために改正される。</p> <p>事業所得税は、新たな8A項または8B項に従って課税される（以下を参照）。</p>
第14条AA、第14条AAB及び第14条AAC (新規)	<p>第14条AAは、「企業」及び「個人事業」の定義を含む。</p> <p>14条AABは、ある企業が以下の条件を満たす場合、もう一方の企業の「関連企業 (connected entity)」であると定義している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ある企業がもう一方の企業を支配している。 ● 両方の企業が同一企業の支配下にある。 ● ある企業は個人事業を行う自然人であり、もう一方の企業は同一の自然人によって他の個人事業を行う。 <p>14条AACは、2つ以上の企業が関連している場合、二段階の事業所得税率は1つの企業のみに適用する事ができると規定している。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 法人以外の企業については、個人の課税所得に対する標準税率（即ち、非法人事業に対する15%の税率）が適用される。 (b) 法人及びパートナーシップにおけるパートナー企業を含む法人については、8B項（下記を参照）に基づいて税金が課せられる。
8A項及び8B項 (新設)	<p>8A項及び8B項は、法人及び非法人事業の二段階の事業所得税制度に基づく事業所得税に適用される。これは、2018年4月1日以降に開始する課税年度に適用される。</p> <p>8A項のセクション1は、法人以外の個人（すなわち、非法人事業）に対する事業所得税に適用される。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 200万香港ドル以下の取引、専門的職業または事業による課税所得については7.5%の税率が適用される。 (b) 200万香港ドル超の取引、専門的職業または事業による課税所得については15%の税率が適用される。

主な改正	改正の内容
8A項及び8B項 (新設)	<p>8B項のセクション2は、法人(パートナーシップにおけるパートナー企業を含む)に対する事業所得税に適用される。</p> <p>(a) 法人</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 200万香港ドル以下の取引、専門的職業または事業による課税所得については8.25%の税率が適用される。 ● 200万香港ドル超の取引、専門的職業または事業による課税所得については16.5%の税率が適用される。 <p>(b) パートナーシップにおけるパートナー企業を含む法人</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 企業の正味持分に相当するパートナーシップの課税所得の閾値まで8.25%の税率が適用される。閾値は、課税対象年度の基準期間における200万香港ドルまでのパートナーシップの利益または損失に持分比率をかけたものである。 ● パートナーシップの課税所得の正味持分のうち、閾値を超える部分に対しては16.5%の税率が適用される。
43項(新設)	<p>43項は2018年4月1日以降に開始する課税年度の予定納税に関する移行規定を定めている。</p> <p>特に、追加利益に対する予定納税額の支払の留保申請は、以下の場合に行う事ができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 2018／19課税年度に対して予定納税を行う事になっている個人は、当該年度の所得税の支払が要求されるまで、予定納税額の支払の全額または一部に関する留保申請を税務局長宛てに書面で行う事ができる。 ● この申請は、その個人が2018／19課税年度に対して、第14条のもとで、8A項のセクション1または8B項のセクション2に従って所得税を支払うか、支払う可能性が高い場合に行う事ができる。 ● 第14条の規定は63J項(予定納税額の支払の留保)の適用に影響を及ぼす事はない。 <p>書面による申請は、予定納税額の納付期限の28日前まで、または予定納税額の支払通知日から14日後のいずれか遅い方の日までに行う必要がある。</p>

KPMG中国の所見

全世界の税率が引き続き引き下げられる中で、競争力を維持し外国企業を誘致するため、香港は新たな税制措置を講じる必要がある。この事業所得税法案は、香港における中小企業にとって、また香港の税体系がアジアにおける国際的なビジネスセンターとしての位置付けを維持するための望ましい改善である。

この事業所得税法案は2018年1月10日に正式に香港特別行政区立法会に導入された。IROはこの二段階の事業所得税率制度の導入を受けて改正される。KPMG中国は改正IROの公表後に解説と見解を提供する。

(2) 香港の企業受益所有権の引き締め一會社(改正)条例2018 (18HK02) 第2回 2018年3月

概要

- ・2018年3月1日より、香港の株式会社（香港上場会社を除く）は、SCR（重要支配者登録簿）を通じて最新の受益所有権情報を維持する事が求められる。
- ・これは香港のマネーロンダリングを防止し、企業の受益所有権の透明性を高めるための取組みの一環である。

2018年3月1日より、香港に設立された全ての会社（香港証券取引所に上場している会社を除く）は、SCR（重要支配者登録簿Significant Controllers Register）を通じて最新の受益所有権情報を取得し、維持する事が求められる）。

これは香港の企業の受益所有権の透明性を高める事でマネーロンダリング防止やテロリストへの資金調達対策の取組みの一環として改訂されたものである。会社条例（第622条）の第12部の第2A節及び新たな一覧表として第5A、5B、5C節が会社条例に追加された。

主な要件

現在、香港に設立された会社は以下の手順で実行する事が求められている。

- 適宜、通知の発行及び必要な詳細データの取得を含む、会社の重要支配者を特定するための合理的な措置を講じる。
- 会社の重要支配者の必要な詳細データをSCRに記入し、登記上の事務所または所定の場所にSCRを保管する（SCRは未記入であってはならない）。
- SCRが会社の登記上の事務所や株主名簿が保管されている場所に保存されていない場合、または会社が登記官に場所を知らせていない場合は、SCRを最初に保管してから15日以内に、SCRが保管されている場所を管轄する会社登記官に通知する。

- SCRに関して法執行官を補佐する者（指定代表者）を最低1人指名する。

「重要な支配」の定義

以下の条件の1つ以上を満たす場合、会社に対する「重要な支配」を有する事になる。

- 対象会社の発行済株式の25%超を直接または間接的に保有（株式資本のある会社の場合）している、或いは対象会社の資本や利益の25%超を保有（会社が株式資本を持たない場合）する権利がある者
- 対象会社の議決権の25%超を直接または間接的に保有する者
- 対象会社の取締役の過半数に対する任免権を直接または間接的に保有する者
- 対象会社に対して重要な影響力または支配力を行使する権利を有する、または実際に行使する者
- 法人ではない信託または事業体で、その活動に重要な影響力や支配力を行使する権利を有する、または実際に行使する者であり、その受託者またはメンバーが上記の(a)から(d)の条件の1つ以上を満たす者

罰金

対象会社が上記の要件のいずれかを遵守しない場合は、その会社と各担当者は違反した事になり、各自罰金25,000香港ドルを支払う事になる。違反が継続される場合、1日当たり700香港ドルの罰金も適用される場合がある。SCRに誤った、紛らわしいまたは誤解させるような情報を記載した会社に対しては、最大で300,000香港ドルの罰金及び禁固2年が適用される可能性がある。

SCRの維持

対象会社に重要な支配者がいるかどうかに関わりなく、各社はSCR（英語または中国語）を会社の登記上の事務所または香港のどこかに保管しなければならない。会社もSCRの保管場所またはその保管場所が変更になる場合は、会社登記官に通知しなければならない。各社はSCRの未記入欄を残さず（該当なしの場合はその旨を記載）、完成させる必要があり、要求に応じて法執行官による検査に利用できるようにしておかなくてはならない。

KPMG中国の所見

香港は世界中の規制監督者による審査等の増加を受け、マネーロンダリングとテロリストの資金調達リスク削減を目指して、マネーロンダリング防止策・規則を強化している。KPMG中国は、金融業界と非金融業界の両業界が確実にマネーロンダリング規則を遵守できるように、香港政府による具体的な措置の導入を期待している。

香港税務の観点からは、納税者に香港の居住者証明書を発行する際に、当該変更が香港政府税務局に透明性の高い会社の受益者情報を潜在的に提供する事になる。さらに、租税条約の恩恵が適用されるかどうかを決定する際に、持株会社や最終的な所有者を注視する他国の税務当局がCSRを閲覧する場合もある。

お問い合わせ及びサポートは、貴社の秘書サービスプロバイダーまたはKPMG中国の税務アドバイザーまでご連絡ください。

**(3) 二段階の事業所得税率の制定 – 2018／19 課税年度より発効
(18HK05) 第5回 2018年4月**

概要

- ・香港において、2018／19課税年度より適用される二段階の事業所得税率制度が導入された。
- ・これは香港における企業にとって歓迎すべき優遇税制である。各香港企業は、軽減税率によるベネフィットを享受するために、既存のストラクチャーを見直し、香港に複数のグループ企業を有している場合には軽減税率適用対象とする企業を1つ選択する必要がある。

2018年3月29日に香港税務改正条例（第3号）（事業所得税条例）が公示され、二段階の事業所得税率制度が導入された。

二段階の事業所得税制度

当新制度は法人及び非法人事業の両方に適用される。これは 2018／19 課税年度（2018年4月1日から 2019年3月31日の間に終了する納税者の会計年度）から以下のように開始される。

- 法人については、企業が得た利益のうち 200万香港ドルは現在の半分の税率（即ち、8.25%）で課税され、残りの利益は既存の16.5%の税率で課税される。
- 非非法人事業については、企業が得た利益のうち200万香港ドルは現在の半分の税率（即ち、7.5%）で課税され、残りの利益は既存の15%の税率で課税される。

条例では「関連企業（connected entity）」の定義が広範囲に定められ、関連企業を有するグループ企業は、そのうちの1つの企業についてのみ半分の軽減税率のベネフィットを享受できると定められている。このため、グループ企業はどの企業が軽減税率を享受すべきかを特定して選択する必要がある。一度選択した後は、当該課税年度中に取り消す事はできない。

その他の優遇税制（例えば、再保険会社、キャプティブ保険会社、コーポレート・トレジャリー・センター及び航空機リース会社）を選択している企業は、この二段階の事業所得税制度の対象外となる。

さらに、既に半分の税率（即ち、場合により7.5%または8.25%）で課税された適格負債性金融商品（QDI）に由来する利益も同様に対象外となる。

関連企業における事業所得税の予定納税制度

今後、事業所得税の予定納税額の計算においても軽減税率の適用が想定される。この計算は前年に軽減税率を適用した企業に対して適用される。初年度（2018／19課税年度）は、予定納税額の計算に当たり、関連企業を有するグループは軽減税率を適用する企業を1社、関連企業の中から選定するプロセスについても申告する必要がある。これは確定申告の際の企業選定とは別に実施するものと考えられる。

2017／18の事業所得税申告書（フォームBIR51）において、納税者が2018／19予定納税制度において二段階の事業所得税率適用対象か否かに関する質問が追加された。そのため、2018／19の税務申告書を提出する際に、最終的な対象会社を決定できるものの、各グループはどの関連企業に対して当該制度を適用するかを2017／18の事業所得税申告までに決定しなければならない。

KPMG中国の所見

これは歓迎すべき優遇税制であり、特に中小企業の税負担を軽減する一助となる事は間違いない。

各グループが軽減税率適用によるベネフィットを享受するためにグループの1社を選定しなければならないため、関連企業の事業について、既存のストラクチャーを見直す事が重要になる。

二段階の事業所得税制度についての詳細は、香港タックスアラート第1回、2018年1月をご参照ください。

お問い合わせ及びサポートは、貴社の税務アドバイザーまたはKPMG中国の税務アドバイザーまでご連絡ください。

(4) 香港BEPS法案の第1次改正案公表 (18HK06) 第6回 2018年4月

概要

- 香港政府は2018年4月24日に、2017年12月29日に公示したBEPS法案の第1次改正案を公表した。
- 第1次改正案は、香港の専門団体だけでなく、企業団体が提案した主要な課題について取り組んだ結果を反映している。
- 第2次改正案は、2018年5月後半に公表される予定である。

香港政府は、2017年12月29日に公示したBEPS法案（2017年香港税務（改正）第6号法案）について、2018年4月24日に第1次改正案を公表した。

今回のタックスアラートでは、移転価格税制の重要な改正点を解説している。第1次改正案には、i) 2018年4月11日に発行された香港政府のフォローアップ回答、ii) 2018年4月24日に発行された第1回修正案、iii) 2018年4月25日に開催された第6回BEPS委員会の会合内容が反映されている。

BEPS法案における主要な移転価格税制の改正点

1. 移転価格文書化の基準値及びタイムライン

BEPS法案によって当初提案された基準値、特にマスターファイルの作成基準値は、他国と比べてより厳格なものであった。そのため、香港政府は事業規模の基準値について、下表の通り緩和した。

a) 事業規模に基づく基準 (3つの内2つを満たす場合)	当初の年間基準値	提案された年間基準値
年間総収入	≥200百万香港ドル	≥400百万香港ドル
総資産	≥200百万香港ドル	≥300百万香港ドル
従業員数	≥100人	変更なし

BEPS法案で提案されている、関連者間取引に基づく免除要件については変更がない。

b) 関連者間取引に基づく基準 (特定のカテゴリーにおける取引)	年間取引高
資産の取引(金融資産及び無形資産を除く)	≥ 220百万香港ドル
金融資産の取引	≥ 110百万香港ドル
無形資産の取引	≥ 110百万香港ドル
その他の取引 (例サービス収入／ロイヤリティー収入)	≥ 44百万香港ドル

上記基準値を超えている場合には、マスターファイル及びローカルファイルの両文書を準備する必要がある。第1次改正案では、会計年度末日から9ヶ月以内（当初の案では6ヶ月以内）に該当期間のマスターファイルとローカルファイルを準備する必要がある事を明確にしている。

2. 独立企業間原則に関する規定

第1次改正案によって、独立企業間原則に関する規定の決定についてOECDガイドラインを適用する際に、「各規定が独立企業間原則に合致する」ように、規定に一定の範囲を持たせる必要がある事が明確になった。これにより、報告・申請された取引額が独立企業間原則の範囲内にある場合、当該取引は「同等に信頼性のある評価結果、または、より信頼できる評価結果」と判断されるようになる。

3. 特定条項（S.15F）の適用開始日－知的財産（IP）及びDEMPE機能（香港におけるIPの開発、改良、維持、保護及び活用）

当該条項は、香港の納税者がDEMPE機能に関与していた場合、知的財産に関する価値創造に貢献した場合、または海外関連者により知的財産に起因する利益をもたらした場合に関係するものである。当該条項は適用開始日に改正が行われ、2019年4月1日以降が評価開始年度とされる（当初は2018年4月1日以降が評価開始年度であった）。

なお、条項自体の変更は予定されていない。KPMG中国を含む各会計事務所や企業団体は、当該条項の要件を一層明確にすべきであり、現状のままでは二重課税をもたらす可能性がある事を懸念点として提起している。しかし、香港政府は、現状の条項はOECDの移転価格の原則に沿ったものであるという立場を示している。

4. 香港内の取引

当初の移転価格制度案では、香港（地域）内関連者間取引について、独立企業間原則及び、文書化要件の適用範囲から除外していなかった。しかし、4月24日に公表された改正案によれば、香港政府は、ある特定の香港（地域）内関連者間取引の免除規定案を、5月後半に公表する第2次改正案で明らかにする予定である。

5. 国別報告書（以下「CbC」）の代理申請に係る基準値及びタイムライン

第1次改正案により以下の点が明らかになった。

- i) 報告対象グループの国外最終親会社（Ultimate parent entity; UPE）のCbC基準値 –

現地の代理申請について、BEPS法案では、CbCの現地代理申請に適用される基準値が、UPEの管轄区域で指定されたものであるか、またはUPEの管轄が関連する要件を有していない場合には2015年1月時点の、UPEの管轄区域の通貨でグループ連結売上高750百万ユーロに相当する額とする旨が明確にされた。

- ii) 当初のBEPS法案では、多国籍企業グループが外国の管轄区域においてCbCを提出するために代理親会社の申請メカニズムを採用したが、何らかの理由により、CbCを香港との間で交換できなかった場合、当該香港企業は香港でCbCを提出する必要がある。このような場合、BEPS法案に規定されている通り、香港におけるCbC代理提出日は、国外の提出日が香港で求められる提出日よりも遅い場合、国外提出日とされる。

BEPS法案におけるその他の主要改正点

1. 恒久的施設の規定適用開始日（S.50AAK）

第1次改正案において、香港非居住者の恒久的施設に対する損益の帰属に関する規定は2018年4月1日以降ではなく、2019年4月1日以降に開始する年度から適用される事を定めている。

2. 特定条項（S.15BA） – 取引在庫の市場価値

当該条項は、納税者が在庫保有目的の変更（例えば、トレーディング目的から資本目的へ、若しくはその逆）を行った場合、目的変更時の市場価値が適用される事を定めている。当初、再評価益について即時課税する事が提案されていたが、「ニース・チア」の原則¹に反するとして懸念が高まった事により、対象範囲が限定された。

これに対して、香港政府は、これらは2つの異なるシナリオである事を明確にした。即ち、年度末における在庫の再評価益は、「ニース・チアー」の原則に基づき課税されない。一方で、実際に在庫から資本へ、或いはその逆への保有目的に変更される場合のみ、S.15BAが適用される。

また、第1次改正案では、S.15BAが適用される取引在庫の処分または取得に関しては、独立企業間原則が適用されないと定められている。

KPMG中国の所見

上記の重要な移転価格改正案の中には、香港のビジネスにとって有益なものが含まれている。特に、移転価格の文書化における免除基準の拡大と、IRDによる独立企業間原則範囲の明確化は歓迎されるものである。

5月後半に公表される予定の第2次改正案で、特定の国内取引の免除規定も望ましい変更点の1つである。一方で、香港政府は、知的財産に起因した所得に関するS.15Fに関して、既存の条項を変える姿勢を見せていない。これは、香港ビジネスにおける大きな懸念事項であり、無形資産の移転価格に関する重要な二重課税リスクを引き起こす可能性があると考えられる。

香港立法評議会はBEPS法案の最終化に向けて動いている事から、納税者は関連者間取引が独立企業間原則に準拠している事を確認し、移転価格文書の準備を始め事が重要である。これは、納税者に対し、知的財産に関する適切な所得配分の見直しを要求しているS.15Fの観点から特に必要となる。

(5) 研究開発（R&D）活動を対象とした優遇税制の拡大 (18HK07) 第7回 2018年5月

概要

- ・ 2018年5月2日に、香港特別行政区立法会に提出された法案は、香港における適格R&D活動に対する損金算入枠の拡大について定めている。
- ・ 当該優遇税制が施行された場合、各企業がこの恩恵を受けるためには、正確にプロジェクトを特定し、R&Dの支出を分類するためのシステムおよびプロセス整備が重要である。
- ・ 当該新R&D優遇税制は、2018／19課税年度から適用される。

2018年5月2日に、香港税務改正法案（第3号）（「法案」、<https://www.gld.gov.hk/egazette/pdf/20182216/es3201822169.pdf>）が香港特別行政区立法会に提出された。この法案は研究開発（R&D）活動に関連して発生した一定の経費に対する損金算入枠を拡大する事について定めている。

この法案にはR&D活動に関する損金算入制度の濫用を防ぐためのセーフガードが含まれる。また、関連する取引より所得が発生した場合の、みなし課税も導入される。

現行のR&D税額控除

現在、納税者が事業に関連して支払うR&D支出は、一定の条件の下で100%損金算入の対象になる。このR&D支出は、納税者自身によるR&D活動に関するもの、または承認された研究機関に対して支払われるものでなければならない。

R&D優遇税制の拡大

R&D優遇税制の拡大は2018／19課税年度から適用される。施行日前に発生した支出に対しては、暫定規定が適用される。

R&D優遇措置の国際的な動向に沿うために、当該法案には関連するR&D活動を定義する比較的複雑な規定が含まれる。新たな別表45では適格R&D活動を示し、R&D支出を新たに2つのタイプ（タイプAとタイプB）に区分している。

新セクション16Bと別表45

香港税務改正条例案の新セクション16Bでは、(i) R&D活動による支出の控除、(ii) R&D活動において、設備または機械の売却により得た収益及び得られた権利に関

する納税責任について定められている。別表45では、損金算入額及び売却収入を計算するための定義と実務指針が定められている。

当該法案は一定の条件を満たす事を前提に、R&D支出を2つの大まかな区分（タイプAとタイプBの支出）に分類する事を提案している。タイプAは基本的に、支出額の100%が損金算入の対象になる。タイプBは、拡大された二段階の損金算入の対象になる（200万香港ドルまでの支出額は300%、それを上回る支出額の200%を損金算入する事ができる）。

タイプA支出が香港の域外、または一部香港の域外で行われるR&D活動で発生する場合、この支出に対する控除は一定割合額が対象になる。これとは対照的に、タイプB支出は、関連するR&D活動が完全に香港域内で実施される場合にのみ拡大された損金算入の対象になる。

適格R&D活動

タイプB支出の対象になる重要な要素は、R&D活動が全て香港で行われ、以下のいずれかの条件を満たしている事である。

- 自然または応用科学の分野において知識を拡張するための活動
- 新しい科学的または技術的知識や理解を得るという期待を持って開始した、独自に計画された調査、または
- 商業的に製造・使用される前に、新たに、または大幅に改善された素材、装置、製品、プロセス、システム及びサービスの製造・導入の計画または設計に対する、いかなる研究成果またはその他の知識の応用

但し、この法案では特定の活動をややあいまいな一連の定義に基づきタイプB支出から除外している。除外される活動には以下が含まれる。

- 効率性調査、フィジビリティスタディ、マネジメントスタディ、市場調査または販売促進
- 結果が予想可能で、且つ科学的または技術的不確実性のない、公開され利用可能な研究結果、またはその他の知識の計画や設計への適用
- 科学的または技術的不確実性を解決する事によって、科学または技術における進歩の達成に直接貢献する事を求めない活動、または
- 新しく、または大幅に改善された素材、装置、製品、プロセス、システムまたは

サービスの非科学的または非技術的側面を開発するための作業

適格R&Dの支出

適格R&D活動として支出の損金算入が可能となるためには、納税者の事業に関連した支出である必要があり、また以下の条件が求められる。

- 指定されたローカル（香港）の研究機関に対する支出、または
- ローカル（香港）の研究機関に対する支出であり、当該研究機関は納税者の事業が属する業種に関連する適格R&D活動を行う事を目的としており、支出はその目的を果たすために支払われる。または
 - (i) 適格R&D活動に直接且つ積極的に携わる従業員に関連する支出、または
 - (ii) 適格R&D活動で直接使用される消耗品に関連する支出

R&D支出の損金算入が適用できないいくつかの重要な除外規定がある。これには、R&D支出が他者のために行われる場合、R&D活動から発生する権利がその者に完全には帰属しない場合、または政府や他者によって支払われる場合が含まれる。

みなし課税取引所得

当該法案にはみなし規定が含まれている。資本支出が損金算入対象として認められたR&D活動目的の工場または機械の売却、または当該活動から発生した権利によって所得を得た場合、当該所得は課税対象となる（但し、過去に認められた損金算入額を限度とする）。

また、一定の所得（資本支出が損金算入の対象として認められたR&D活動から得た知的財産またはノウハウを、香港の外での使用またはその使用権によって得たロイヤリティー等）が課税所得として扱われる。

その他の留意点

R&Dの申請または事前裁定の申請が納税者によって行われた場合、香港税務局長（CIR）は、以下の事項を確定するために創新科技署（CI&T）の署長にアドバイスを求める場合がある。(i) 活動が適格R&D活動であるかどうか、及び(ii) R&D支出がR&D活動または適格R&D活動に関連して発生したかどうか。

CIRは当該アドバイスの依頼に際して、案件の詳細をCI&Tに開示する場合がある。但し、R&D支出の損金算入の可否についての最終決定はCIRが行う。

KPMG中国の所見

この制度は香港におけるR&D活動を促進し、香港の国際競争力を高める新たな歓迎すべき優遇措置である。当然の事ながら、R&D支出を拡大された損金算入の対象とするためには、面倒且つ複雑な条件を満たす必要がある。

KPMG中国の経験則によれば、多くの企業は自社製品やプロセスの改善活動の一環として、既に高品質のR&D活動を実施している。企業が当該制度の恩恵を受けるためには、正確にプロジェクトを特定し、R&Dの支出を分類するためのシステム及びプロセス整備が極めて重要である。

さらに、香港税務局（IRD）はR&D支出の損金算入が可能かどうかの最終的な判断を行うため、IRDの態度は、納稅者が各種損金算入を利用する上で重要な要因となる。国によっては、税務当局が過度に制度を厳格化する事で、制度を実質的に骨抜きにしているケースもある。適正なバランスを見いだす事が新制度の成功の鍵となる。

お問合せ及びサポートは、貴社の税務アドバイザーまたはKPMG中国の税務アドバイザーまでご連絡ください。なお、日本語でのお問合せは、担当者までご連絡ください。

(6) 香港移転価格税制法案が遂に可決 (18HK12) 第12回 2018年7月

概要

- 立法会は2018年7月4日に、香港の新移転価格制度を制定した。
- 立法手続期間中、当初の法案に多くの変更が加えられた。重要な改正点は、特定の条件を満たす香港内取引が移転価格ルールの適用除外となる事、および移転価格文書化要求の基準値の上方修正が行われた事である。
- BEPS法案の規定のほとんどは、2018／19課税年度から遡及的に適用される。納税者は新ルールへの準拠を確実にするために、今後、移転価格における自らポジションを再検討する必要がある。

香港移転価格税制に関する、2017年香港税務（改正）第6号法案（BEPS法案）が可決された。BEPS法案の規定のほとんどは、2018／19課税年度から遡及的に適用される。

立法手続期間中、立法会によりBEPS法案の審議を行うためのBEPS委員会が設立され、その結果、主にパブリックコメントに応えて当初の提案に多くの変更が加えられた。最も特筆すべき変更点は以下の通りである。

- 香港内取引が移転価格制度の適用範囲から除外された。但し、全般的に税務上の利益が一切生じない事を立証するために、特定の条件を満たす事ができる場合に限る。
- 小規模香港企業の独立企業間原則の遵守に対する負担を軽減するために、文書化要求の基準値が上方修正された。

BEPS法案の概要

2009年に発行された香港税務局（IRD）の解釈・実務指針46にもあるように、BEPS法案は独立企業間原則を盛り込む事を目指している。BEPS法案の主な条項は以下の通りである。

1. 独立企業間原則

BEPS法案は、独立企業間原則を香港の基本的な移転価格ルールとして導入する事を定めている。これにより、二者の関連者間における取引が、独立した者（企業）どうしの間で行われたであろう取引から逸脱し、それにより税務上の利益が生じた

場合には、IRDは利益または損失を調整する権限が与えられる。

香港内関連者取引は、当該取引が以下のような場合に新ルールから除外される。

- 本質的に香港内の取引である。
- 実際に税務上の差異が発生しない。
- 租税回避を目的として使用されていない。

2. 文書化の要件

最終法案では、文書化を要求する事業規模の基準値が上方修正（緩和）された。香港の企業は、以下のいずれの基準も満たす場合に、2018年4月1日以降に開始する会計期間に関し、マスターファイル及びローカルファイルを作成しなければならない。

1. 事業規模に基づく基準 以下、3つの内 <u>2つ</u> を満たす場合	2. 関連者取引の規模に基づく基準 以下、3つの内 <u>1つ</u> を満たす場合
a) 年間総収入が 400百万香港ドル を超える。 b) 総資産が 300百万香港ドル を超える。 c) 平均従業員数が 100人 を超える。	a) 有形資産の年間取引高が 220百万香港ドル を超える。 b) 金融資産／無形資産の年間取引高が 110百万香港ドル を超える。 c) その他の年間取引高が 44百万香港ドル を超える。 条件を満たした場合、香港内取引は除外可能である。

年間連結収入が68億香港ドルを超えるグループは、2018年1月1日以降に開始する会計期間において、国別報告書を提出する事が要求される。なお、日本に最終親会社があるグループの香港子会社の場合は日本の税法における基準値が参照される事となり、連結総収入1,000億円以上の場合に、2018年1月1日以降に開始するグループの会計期間終了後3ヶ月以内に、通知書を提出しなければならない。

3. 無形資産ーみなし規定

条項S.15Fは、香港の納税者が香港においてDEMPE機能（知的財産の開発、改良、維持、保護及び活用）など、国外の関連者が保持する知的財産（IP）に寄与する価値創出活動を行った場合に、当該納税者に課税する事を意図している。

DEMPE機能への関与の度合いに応じて課税するという本法案の意図は十分に正当化されるものの、S.15Fの現時点の文章は二重課税をもたらす可能性がある。

IRDは、IPから生じた同一の所得に関して二重課税が行われないようにすると述べているが、BEPS法案ではこれについて言及していない。更なる詳細は、IRDが今後発行する解釈・実務指針において公表される。納税者により長い準備期間を与えるため、本ルールの発効日は12ヶ月間延期されている。つまり、2019年4月1日以降に開始する課税年度から適用される。

納税者は独立企業間原則に確実に準拠し、生じ得る税務上の不確実性を考慮に入れてIP戦略における移転価格ポジションを適切に文書化するべきである。

4. 取引在庫の評価

条項S.15BAは、納税者が在庫保有目的の変更（例えば、売却目的から自己使用目的へ、若しくはその逆）を行った場合、目的変更時の市場価値（または独立企業間原則に基づく価値）が適用される事を定めている。IRDは産業界からのコメントを受け、（ニース・チアーの事例¹に記載されている通り）未実現利益を香港における事業所得税の対象外とする現在の実務は引き続き適用される事、また条項S.15BAは未実現利益の税務上の取扱いの変更を意図していない事を明確にしている。

事業の中止に関連し、取引在庫が香港で取引または事業を継続する他の香港納税者に移転される場合、現行の条項S.15Cが今後も適用される。したがって、当該事業資産移転は譲渡者の原価で引き続き行う事ができる。これは、関連者取引の価格が独立企業間原則から逸脱可能な1つの状況である。

5. 恒久的施設への利益の帰属

BEPS法案は、恒久的施設（PE）について具体的な規定を定めている。移転価格ルールは、取引、専門的事業、または事業を行うPEを、香港に有する全ての非居住者に適用される。

また、BEPS法案はPEへの利益の帰属方法について指針を定めている。PEに帰属する損益は、PEを分離された個別の法人として扱い、いわゆるOECD承認アプローチを採用する事によって決定する。IRDは、この原則の適用について追加的な指針を今後公布する予定である。この規定により、所得税の課税条件が制限または変更される事はない、つまり、香港を源泉とする帰属利益のみが課税対象となる、

1. 2013年11月12日、香港終審法院（Court of Final Appeal）は通常の会計原則に従って認識された売買目的有価証券の評価換えから生じる未実現利益は、事業所得税の課税対象外である旨を判示した。

とIRDは強調している。

一部の利害関係者、特に金融機関の懸念を考慮して、この原則の適用開始は12ヶ月間延期され、2019年4月1日以降に開始する課税年度から適用される。

6. 事前確認制度

BEPS法案は正式な事前確認制度（APA）についても定めている。確立されたAPA制度を有する事で、香港政府は、香港の納税者がさらに多くの課税地域との間にバイラテラルAPAを開始できるようにした。さらに、IRDは、現時点ではまだ申請する事ができない、ユニラテラルAPA申請も受理する予定である。

BEPS法案は、各事例の状況に応じ、過年度へのAPA用の移転価格算定方法の選択についても規定している。APAは、IRD及びその他の関係する税務管轄区域の相互協議の対象である。

7. 罰金及び刑事罰

さらに、BEPS法案は罰金及び刑事罰について規定している。例えば、違法行為に対する罰金や不正などに対する刑事罰を含む。

一般的に、移転価格に関する罰則は過少申告税額の100%を上限とする行政上の罰金である。刑事罰は、国別報告書の義務に対する深刻な違法行為に対して科される。

8. 紛争解決制度

移転価格は精密科学ではないため、独立企業間原則の適用については、各税務管轄区域で見解が異なる事が予想される。

そのため、香港や他の税務管轄区域に影響を及ぼす紛争や二重課税問題が生じる事になる。このような紛争を確実且つ効果的に解決するために、BEPS法案は法定紛争解決制度について定めている。この制度により、(i) 納税者は、相互協議手続（「MAP」）及び（または）関連する租税協定に基づく仲裁裁判に対し提訴する事ができ、(ii) IRDは、関連する相手方の税務当局と締結した全ての合意を、MAPまたは仲裁裁判の過程で履行する義務がある。

しかしその一方で、BEPS法案は、IRDが二重課税の排除を検討する前に、納税者が相手方税務当局への納税額を抑えるために合理的な措置を講じた事を立証することを納税者に求めている。

また、一部の納税者にとって、対応する調整の提出期限も重要である。当該調整の期限は、次のいずれか遅い方の期間終了までに延長されている。

- 外国税額の調整が行われた時から 2 年以内、または
- IRDによる査定／追加査定の有効期限内（6 年以内）

また、対応する調整を受けるためには、納税者は外国税額の調整が決定したのち、3 ヶ月以内にIRDに書面で通知する義務がある。当書面での通知内容については、IRDが今後発行する解釈・実務指針において明らかにされる事が期待される。

9. その他の懸念事項

その他にも、当初の法案に対して、様々な利害関係者から重要な懸念事項が提起された。これらの懸念事項と香港政府の対応をまとめると以下の通りである。

当時の法案に対する主な懸念事項	行政の対応及び最終決定
移転価格規則と源泉地主義の間の相互作用	源泉地主義に変更はない。解釈・実務指針において詳述される予定
給与税及び財産税の対象範囲	移転価格ルールが適用される
APA費用	法案で提起された時間レートに基づく。但し上限を50万香港ドルとする
証拠書類は毎年提出する必要があるか	納税者は、税務調査での要請のために証拠書類を保持する義務があると、IRDは述べている
無利子融資の利用	グループ全体の税負担の減少(節税)の有無が焦点
二重課税の排除－租税協定を締結していない場合における、所得除外／控除申告に代わる税額控除	協定を締結していない税務管轄区域で納税された場合、外国税額控除または免税は適用されない

KPMG中国の所見

BEPS法案の最終決定が、香港の企業税制にとって明らかに重要な出来事である一方で、香港は、正式な移転価格制度の採用が遅れている税務管轄区域の 1 つである事も忘れてはならない。香港のほとんどの貿易相手国は、既に自国の移転価格ルールを制定している。

新たに施行されたツールと、納税者が提供しなければならない追加情報を備えて

おいても、香港のIRDを含む税務当局は、すぐに、大幅な税金調整及び二重課税の原因になり得る難題を納税者に投げかけてくるだろう。

そのため、自社の移転価格方針、バリューチェーンに関するポジション、関連者による無形資産の使用、及びサービスの内部提供に関する独立企業間原則について、注意深く再検討する事が、香港の法人納税者にとって非常に重要である。また、新移転価格制度の戦略的な遵守方法を適用期限内に決定する前に、前述の事項が自社グループにおいて適切である事を確認する事も非常に重要である。

お問合せは、KPMG中国税務アドバイザーまでご連絡ください。なお、日本語でのお問合せは、担当者までご連絡ください。

(7) 新たな移転価格税制に伴う二重課税に対する給与所得税控除の改正

(18HK13) 第13回 2018年7月

概要

- 新たな移転価格税制の一環として導入された、香港の給与所得に対する既存の二重課税防止のメカニズムの改正は、給与所得税の課税対象者であり、且つ国外でサービスの提供及び納税を行うようなグローバルに活動する従業員に影響を与える可能性がある。

背景

2018年7月4日、香港特別行政区政府立法会は香港の新しい移転価格制度を制定した。その制度には、給与所得に対する既存の二重課税防止のメカニズムに係る多数の改正事項が含まれている。かかる改正は、香港を拠点とする従業員のうち、その他の税務管轄区域でも就労及び納税を行う従業員に影響を及ぼす可能性がある。

特に、香港税務条例のセクション8(1A)(c)の免税に関して改正された。この条項は、他の税務管轄区域で提供されたサービスに対して支払われる給与所得が、その区域においても課税対象である場合、かかる所得に対する給与所得税を免除している。今後、香港が租税協定¹を締結している区域内で二重課税が生じ、納税者がその租税協定に基づいて税額控除を申告可能な場合、該当部分の全面的な免税は適用されない。代わりに、かかる所得は給与所得として課税対象となり、外国税額控除の申告が必要となる。

これは、重大な変更事項と思われないかもしれないが、場合によってはこの変更により実効税率が高くなる。これは、税額控除の算出に用いられる方法によっては、しばしば給与所得税の一部について要納税額が残ってしまうためである。実質的に二重課税となってしまう納税者も発生すると見込まれている（同じ所得に対して香港とその他の区域でそれぞれ税金を支払う）。

1. 現在、香港(SAR)は40の領域、直近ではフィンランドと包括的二重課税防止協定(CDTA)を締結している。香港は次の区域とCDTAを締結している。オーストリア、ベラルーシ、ベルギー、ブルネイ、カナダ、チェコ、フィンランド、フランス、ガーンジー島、ハンガリー、インド、インドネシア、アイルランド、イタリア、日本、ジャージー諸島、韓国、クウェート、ラトビア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、中国本土、マレーシア、マルタ、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、パキスタン、ポルトガル、カタール、ルーマニア、ロシア、サウジアラビア、南アフリカ、スペイン、スイス、タイ、UAE、英国、ベトナム

また、この新たな制度には、現行の税額控除制度に対する複数の改善点が取り入れられている。

- 税額控除の利用期間を 2 年から 6 年に延長
- 納税者に対し、税額控除を用いる前に、全ての租税協定及び当該区域の法令に従って利用可能なその他のあらゆる税額控除を十分に活用する事によって、外国税金債務を最小限にする事を要求
- 納税者に対し、自らの国外納税における変更について香港政府税務局（IRD）に通知する事を義務化

給与所得税に対する二重課税防止のメカニズムの改正は、2018年4月1日以降開始する課税対象年度の支払税額に関して適用される。したがって、この新たな制度は、2018／19課税年度より影響する。

KPMG中国の所見

一方の国における課税所得控除の申告可能性が排除されるまでは、香港の一部の納税者において納税額の増加をもたらす可能性がある。協議の過程及び香港特別行政区立法会が作成した文書の中で、この国内の課税控除の改正は、香港が租税協定を締結している国々の期待に応えるために必要であった事が示唆されている。

これらの問題が貴社または貴社の従業員に影響を及ぼす可能性がある場合は、KPMG中国のグローバル・モビリティ・サービスの担当者までご連絡ください。
なお、日本語でのお問合せは、担当者までご連絡ください。

(8) 香港行政長官の2018年度施政報告 (18HK17) 第17回 2018年11月

概要

- 2018年10月10日、香港行政長官林鄭月娥（Carrie Lam）氏は、2度目の施政報告を公表した。香港行政長官は、香港の国際金融センターとしての地位を強化する事を目的に、種々の優遇税制及び措置を導入した。
- 主な優遇税制の中には、香港でのより多くの船舶リース会社の設立と事業の拡大を促すための税制優遇措置や、新しいリミテッド・パートナーシップ制度の導入が含まれており、それにより、オープン・エンド型ファンド投資法人の制度における制約の一部が撤廃される事が期待される。

2018年10月10日、香港行政長官林鄭月娥（Carrie Lam）氏は、2度目の施政報告（<https://www.policyaddress.gov.hk/2018/eng/policy.html>）を公表した。これは、香港政府の今後数年間の施政方針を定めたものである。

税制面で興味深いのは、香港の国際金融センターとしての地位と資本及び資金の調達のための主要なプラットフォームとしての地位を強化する事を目的に、過去数年間にわたり税についてより積極的な措置を取るよう方針を転換し、優遇税制を利用している事である。

2018年度は、海運業界が香港の貿易及び物流業界の発展を支援する際の主要な柱として挙げられている。中国本土の「一带一路」構想と「大湾区」開発の提案を踏まえると、香港の付加価値の高い海運サービス・センターとしての地位と、アジア太平洋地域の重要な輸送中継ハブとしての地位を強化する事が重要となる。主な税制措置として以下がある。

- 香港でのより多くの船舶リース会社の設立と事業の拡大を促すための税制優遇措置を導入
- 香港での海上保険の開発と特定リスクの引受を促進するための減税を提供

香港経済の多様化のために提案された他の税制措置として、以下がある。

- 香港において、オープン・エンド型ファンド投資法人の制度と当該法人に対する関連利益の非課税制度が最近施行された事を受けて、新しいリミテッド・パー

トナーシップ制度が導入される予定である。

- 香港は、中国本土の関連当局と共同で、仕事のために越境する講師及び研究者の税負担を軽減するための適切な措置を展開する予定である。これは、中国本土と香港の間の科学研究における人材の往来を推進し、もって世界的なテクノロジー及びイノベーション・ハブとしての「大湾区」の開発を強化する事を目的としている。

香港政府は、今後数年間のうちに、租税条約締結ネットワークを50ヶ国超まで増やす事も目標としている。

KPMG中国の所見

KPMG中国は、香港経済の多様化に伴い、香港政府の取組みとして種々の優遇税制を提供する事で、事業の誘致と維持において直面している競争上の不利を部分的に解消するであろうと考えている。

船舶リースの優遇措置として、香港のリース物件から生じる運送料収益の大部分が非課税となる。新たな優遇税制によって、当該事業に対する課税が実質的に復活する事なく、香港で現在実施されている一定範囲の運送関連支援サービスのみを対象とする非課税制度がより補完され、今後拡大していく事を期待している。

また、新しいリミテッド・パートナーシップ制度によって、香港を拠点とするファンドが実務上利用する事が困難であったオープン・エンド型ファンド投資法人の制度上の欠点が是正される事も期待している。

お問合せ及びサポートは、貴社の税務アドバイザーまたはKPMG中国の税務アドバイザーまでご連絡ください。なお、日本語でのお問合せは、担当者までご連絡ください。

(9) 香港の新研究開発制度が施行 (18HK19) 第19回 2018年11月

概要

- ・香港の新しい研究開発（R&D）制度が11月2日に制定され、2018年4月1日以降に発生した適格支出額に適用される。
- ・この歓迎すべき優遇税制の制定により、香港は他の地域と歩調を合わせ、自らを国際的なR&D拠点と位置付け、より多くのR&D活動が香港において実施されるよう、誘致を進めている。
- ・納税者は、タイプBの支出に関する拡大損金算入額に基づく税務申告が可能か否かを確かめるため、現在行っている自らの事業におけるプロセスの改善及びイノベーション関連作業を評価する必要がある。

新研究開発制度の概要

新しい制度では、研究開発（R&D）による支出を2つの大区分（タイプA及びタイプB）に分類し、一定の条件を満たす場合に損金算入制度を適用する。タイプAの支出の場合、100%の損金算入が適用される。タイプBの支出には、2段階に分けて拡大された損金算入（最初の200万香港ドルについては300%、それを超える残りの金額については200%）が適用される。新しい優遇税制の詳細は、本アラートの付表でまとめている（2018年5月の香港タックスアラート第7回も参照、<https://home.kpmg/cn/zh/home/insights/2018/05/hk-tax-alert-07-j.html>）。

当初法案の修正点

本制度は、R&Dの外部委託契約に基づき納税者が研究開発を実施する外部の研究開発機関に対し支出がある場合の規定部分につき若干修正された以外、既存の法案を概ね継続している。

当該修正により、創新科技署（CI&T）が「指定地方研究機関」として指定した地方機関に対する支出は遡及的に適用できるようになる。即ち、（支出時点では指定地方研究機関ではなかった）地方機関に対して行われた支出についても、支出日から6ヶ月以内にその地方機関が指定地方研究機関に指定された場合には優遇税制を適用する事ができる。

新優遇税制を適用する際の不確実性及び複雑性に関する懸念

検討及び立法プロセスにおいて、一部の専門機関及び業界団体より、複雑な適格要

件により、支出がタイプBの支出に該当し、R&Dの拡大損金算入が適用されるか否かを評価するのが難しいという懸念が提起された。これに対する香港政府の回答は、適格要件は個々のケース別に検討すべき事項であり、全てのケースに統一の解釈があるとは言えないというものであった。世界の他の地域における実例を見ても、類似するR&Dの定義は税務当局によって見解が大きく異なる事があり、申告内容を評価する際の税務当局の考え方に行く依存する事になる。

香港税務局（IRD）は、まもなく実務解釈指針（Department Interpretation and Practice Note、以下DIPN）を公表し、新制度の条項及びタイプBの支出に関連する拡大損金算入される額の税務申告の評価を規範化できるようにするために、納税者側に要求する立証の程度について詳述し、明確にする予定である。当該DIPNにおいて、合理的な範囲内で立証文書準備の要件を設け、香港でのR&D活動を奨励するという香港政府の意向を助長できる事が期待される。

香港の新R&D制度において懸念となりうるとして、拡大損金算入の対象となるタイプBの支出の範囲が限定的である事が挙げられる（人件費、消耗品費及び「指定研究機関」に対する支出のみがこれに該当する）。懸念事項の解決として、営利目的の組織を含む機関が指定研究機関として当該制度を適用できたり、DIPNより当該制度適用のための手続及び要件に関連するガイダンスを含める予定である。本制度がより効果的なものとなるには、ビジネスに沿った形で透明性があり且つ効率的なアプローチであるべきである。同様に、グローバル展開する企業グループ等が主要なプロジェクトに対して、どのようにリソースを割り当てているかの要素を考慮にいれた形で人件費を解釈する事を期待している。

納税者が準備し検討すべき事項

香港の多くの企業等は既にR&D活動を実施しており、当該コストは通常、給与及び賃金、その他の支出または固定資産費用等に含まれている。新R&D制度が適用されると、タイプBの支出に関連する拡大損金算入額の対象に指定地域研究機関に対する支出、直接人件費及び消耗品費を含める事が可能となる。

納税者は、現在行っているR&D活動がタイプBの支出に関連する拡大損金算入の適格要件を満たすか否かを見直し、評価する必要がある。R&Dを実施している納税者は、自らの内部システム及びプロセスによって正確に適格R&D活動が識別され、関連コストが定量化されている事を確かめる必要がある。納税者はまた、現在の事業モデルが当該優遇税制に適合しているか（例えば、R&Dに関する人件費が、

まだ形成されてない知的財産権から利益を得る事業体によって負担されている事)も確かめる事を推奨する。

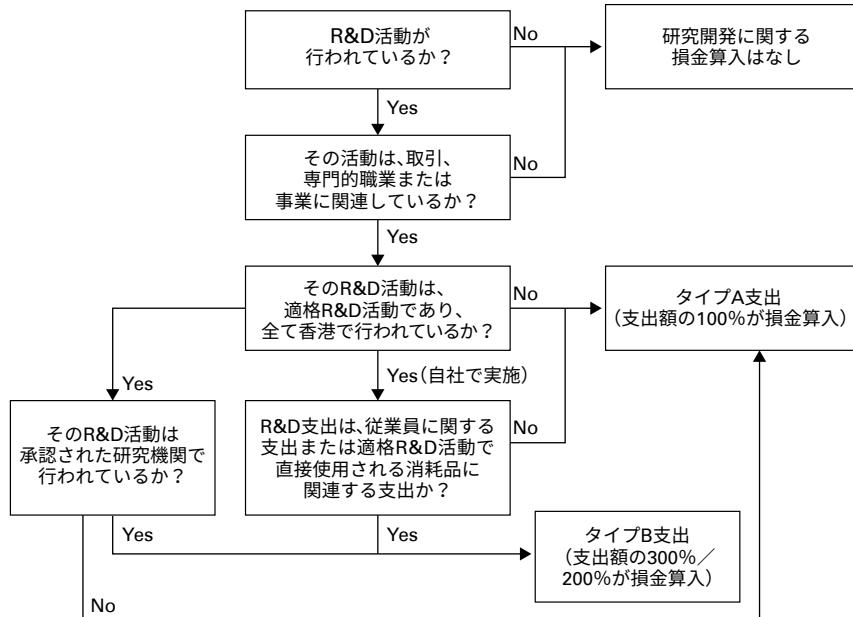
納税者は、タイプBの支出に関連する拡大損金算入額に基づく税務申告のための文書準備要件を見落としてはならない。IRDの文書化に関する規定に従って、プロセス、リスク及び結果を同時に文書化する事が重要である。タイプBの支出に関連する拡大損金算入額に基づく税務申告書を作成する際、適切な専門家の支援が必要になる事も留意して欲しい。

付表

図1- 新研究開発制度における研究開発活動区分の主な特徴:

R&D活動			
適格R&D活動 (全て香港で開始し実施)			その他のR&D活動 (香港以外で開始した活動を含む)
自社の適格R&D活動		外部委託の R&D活動	自社(または指定地 域研究機関／海外 の大学で開始)
人件費及び消耗品費	その他のR&D支出	指定地域研究機関 で開始	
タイプBの支出	タイプAの支出	タイプBの支出	タイプAの支出

図2-新研究開発制度におけるタイプA及びタイプBの支出判定フロー：



KPMG中国の所見

この歓迎すべき優遇税制の通過により、香港は他の地域と歩調を合わせ、自らを国際的なR&D拠点と位置付け、より多くのR&D活動が香港で実施されるよう誘致を進めている。但し、この取組みの成否は、本制度をどう適用するか、特に、税務当局が導入する要件及び文書化に関する規定の解釈を通じて申告の可否をどう判断するかにかかっている。この点KPMG中国は、IRDが速やかに明瞭なガイダンスを公表する事を望む。他方、納税者は、現在行っている自らの事業におけるプロセスの改善やイノベーション関連の作業を評価し、タイプBの支出に関連する拡大損金算入額に基づく税務申告の可否を確かめなければならない。

お問合せ及びサポートは、貴社の税務アドバイザーまたはKPMG中国の税務アドバイザーまでご連絡ください。なお、日本語でのお問合せは、担当者までご連絡ください。

(10) 香港税務局との初ユニアテラル APA の締結

(19HK01) 第1回 2019年1月

概要

- ・香港税務局（IRD）はこれまでバイラテラル（二国間）APAを締結した事があったが、ユニアテラル（香港内）APAの締結は前例がなく、今回のケースは香港にとって大きな意義がある。
- ・IRDは、二国間・マルチラテラル（多国間）APAに続き香港内のユニアテラルAPAも締結する準備ができたと言える。これは、香港納税者にとって、待ち望んでいた確実性を得る事ができるようになるため確実に前向きな一步である。

香港税務局（IRD）は、初めてユニアテラル事前確認（香港内APA）を、KPMG中国の主要クライアントとの間で締結した。当局はこれまで条約締結国との間にバイラテラル（二国間）APAを結んだ事はあったが、香港内APAの締結は前例がないため、今回のケースは大きな意義がある。

当該クライアントは、香港の法人納税者であり、グループ全体の移転価格（TP）ポリシーの構築及びそのレビューを長年にわたりKPMG中国に依頼していた。当時はまだ成立していなかったTP法案の制定を見据え、当該クライアントは、主要グループ企業が創出した価値を、より正確に反映できる健全なTPポリシーを策定する事を目的に、当該グループにおける関連者間取引のレビューを積極的に実施した。その後、ロイヤリティー及びサービスに係る報酬額の取決めについてユニアテラルAPAをIRDに申請した。KPMG中国は、新たに定められたTPポリシーがより健全であり、バリューチェーンにおける各々グループ企業による貢献をより適切に反映している旨をIRDに立証するために、詳細な分析及びテクニカルサポートを提供した。IRDは、過去のAPAの経験及び蓄積してきた専門知識を基に、評価期間を通じて非常に協力的な姿勢で当該案件を厳密に分析評価した。IRDとKPMG中国の間で多くの論点について協議が行われた後、KPMG中国のクライアントが提出したAPAの申請が受理され、香港における初めてのユニアテラルAPAの締結となった。

この一件は、当該クライアントが新たに策定したTPポリシーについて、待ち望んでいたIRDのコミットメントが得られたという点で大きな前進である。同時に、香港は国際的な動向に準拠した移転価格税制を導入するというIRDのコミットメントを表したものである。また、納税者にとっては、IRDの香港内のユニアテラル

APAの締結に対するポジティブな態度を表している。二重課税防止条約が適用されない場合、または関連者間取引に複数の税務管轄区が関わる場合におけるマルチラテラル（多国間）APAの代替策として、IRDとユニラテラル APAの締結を検討する事もありえる。企業が将来における論争や不確実性を回避し、今日の競争が激化しているビジネス環境で事業拡大に集中できるようにするために、APA締結を検討する事は有力な選択肢の1つと言える。近い将来、IRDと締結するAPAが増加していく事を期待している。

2018年7月に新たな移転価格に関する規定が導入された事を受け、企業は以下の課題への対応を事前に取り組むべきである。

- グループ会社のTPポリシーは税務当局の調査等に耐え得る健全なものとなっているか？
- TPポリシーの詳細なレビューを実施し、当該ポリシーが現在の税制環境下で合理性を説明できるか否かの評価をグループ会社が最後に行ったのはいつか？
- グループ会社は、適切なリターンを所有者への還元していない知的財産や開発を保有しているか？
- 関連するグループ企業の付加価値への貢献がグループ会社のTPポリシーに適切に反映されているか？
- グループ会社がTP関連の問題を対処する際、或いは税務当局の要求に対応する際にAPAは適切な手段であるか？

KPMG中国の所見

KPMG中国は、BEPS環境において、貴社のTPポリシーの準拠性及び健全性の構築及び評価を実施することができます。将来、ビジネスにおいてより確実性を確保するために税務当局との論争や二重課税の回避としてAPAは1つの有力な手段であると言えます。APAを検討される場合、KPMG中国は、APA締結するにあたってのトータルプランニングをはじめ、税務当局との交渉や懸念事項に関する議論のサポート、テクニカル知識と豊富な経験を基に、全面的に貴社グループを支援します。

お問合せ及びサポートは、貴社の税務アドバイザーまたはKPMG中国の税務アドバイザーまでご連絡ください。なお、日本語でのお問合せは、担当者までご連絡ください。

(11) 国別報告書に関する通知・国別報告書等提出義務 (19HK02) 第2回 2019年1月

概要

- ・ 2018年、香港では移転価格ルール及び文書化要求事項が体系化され、新たに国別報告書に関する通知が必要となった。
- ・ 国別報告書に関する通知及び国別報告書等の提出は、香港の法律上で定められた義務である。
- ・ 多国籍企業グループの一員である香港企業は、国別報告書に関する通知に必要な情報を準備し、提出義務の内容を理解しなければならない。
- ・ なお、違反した場合は罰則が適用される。

2018年半ばに、香港は移転価格（Transfer Pricing, TP）ルールと文書化要求事項を正式に体系化した移転価格（TP）制度を、香港税務条例（IRO）に導入した。このTPルールの重要な要求事項の1つに、特定の香港会社による国別（Country-by-Country, CbC）報告書等の提出義務が挙げられる。

国別報告書の提出義務は、年間連結グループ収入が68億香港ドル（または7億5,000万ユーロ）を超える多国籍企業（Multinational Enterprise, MNE）グループに適用される。国別報告書に関する手続として、主に3つの手続が必要となる。

- ・ 報告グループ内の少なくとも1つの香港企業による、国別報告書の提出義務に関する通知（以下、国別報告書に関する通知）
- ・ 新しい事業所得税申告書（Form BIR51）及び追加様式（Form S2）の作成
- ・ 該当する場合、国別申告書及び国別報告書の提出

国別報告書に関する通知の適用条件

国別報告書に関する通知は、報告グループ内の香港企業が提出する必要がある。MNEグループの最終親会社（UPE）が香港居住者の場合、直前グループ会計期間における連結グループ全体の収入が68億香港ドル以上の場合、そのMNEグループは報告グループに該当する。UPEが香港非居住者であるMNEグループの場合、この基準額はUPEの管轄法域で指定された基準額を参照するか、それ以外の場合は2015年1月現在の7億5,000万ユーロ相当の金額とする。

以下の場合を除き、報告グループ内の香港企業は、香港税務局（IRD）に通知し、

UPEまたは国別報告書の提出を担当する構成企業を特定する必要がある。

- 香港納税者であるグループのUPEではなく、グループの香港税務上の代理親会社 (Surrogate Parent Entity, SPE)ではなく、グループの国別申告書提出を認可された企業ではない
- 通知期限までに、グループの別の香港企業が通知している

国別報告書に関する通知は、報告グループの会計年度末日から3ヶ月以内に、国別報告ポータルを通じ電子データとしてIRDに提出されなければならない。2018年1月1日以降に開始する会計期間より適用される。

通知には、報告グループ内の各香港企業の名称、住所、及び商業登記番号、報告グループの売上高、香港UPEまたは税務上香港居住者であるSPEの詳細を含める必要がある。国別報告書に関する通知の電子データをIRDに提出する前に、報告企業の国別報告アカウントをポータルに登録する必要がある。

国別報告書に関する通知は、国別申告書（下記参照）同様に、香港企業またはポータルにおける税務代理人のいずれかが提出する。ポータルへのアクセスには、IRDが国別報告アカウントを使用した個人の身元追跡を可能にするため、電子証明書の使用が必要となる。電子証明書の保持者が、情報の正確性と完全性を宣言し、関連する通知及び提出物をポータルへ提出する事になる。

したがって、MNEグループの香港企業は、国別報告書に関する通知義務の有無を判断する必要がある。違反した場合、罰則が適用される。

新しい事業所得税申告書 (Form BIR51) 及び追加様式 (Form S2) の作成

香港事業所得税申告書 (Form BIR51) には、国別報告関連の変更に伴い、新たな項目が追加された。香港法人が報告グループに属している場合、事業所得税申告書の新しい追加様式である、Form S2を作成する必要がある。

Form S2には、国別報告書に関する通知が行われたか、国別報告書に関する通知を行った香港法人、並びにグループのUPEに関する詳細情報が含まれる。Form S2は、事業所得税申告書 (Form BIR51)とともに提出するが、事前の国別報告書に関する通知の代替手段とはならない。

国別申告書 (Form BIR81) 及び提出要求事項

報告グループの香港居住者のUPEは、2018年1月1日以降に開始する各会計期間について、国別申告書 (及び国別報告書) をIRDに提出する主たる責任を有する。

MNEグループの香港の構成企業は、そのUPEが香港非居住者であり、次のいずれかの条件に該当する場合、二次的な提出責任の対象となる可能性がある。

- UPEは、その居住地において国別報告書を提出する必要がない
- 香港とUPEの居住地との間に国別報告書の自動的情報交換の取り決めがない
(例: 最も注目すべき点として、本稿執筆時点では、重要貿易相手国である中国本土・米国と香港との間に、有効な自動的情報交換の取り決めがない)
- UPEの居住地は、香港との自動的情報交換を一時停止している

上記条件を満たす場合でも、香港企業が以下のいずれかを満たす場合、国別申告書は不要となる。

- 報告グループ内の他の香港企業が該当するグループ会計期間の国別申告書を提出している
- 報告グループは、ある構成企業を、グループを代表して国別報告書を提出するSPEとして承認しており、当該SPEによって国別報告書が香港または香港との間で適切な自動的情報交換の取り決めがある管轄法域において提出されている

主たる、または二次的な提出義務がある場合、香港法人またはその税務代理人は、報告グループのグループ会計期間の終了後12ヶ月以内に、国別報告ポータルを通じて国別申告書 (Form BIR81) 及び国別報告書を提出しなければならない。国別報告書には、MNEグループが事業を行っている各管轄区域における収入、利益と納付税額、資本と資産の金額、事業活動が記載される。

KPMG中国の所見

国別報告書に関する通知及び国別報告書等の提出は香港の法律上で定められた義務である。したがって、MNEグループの一員である香港企業は、国別報告書に関する通知及び国別報告書等の提出義務を遵守するため、IRDが要求する情報を理解し準備する必要がある。

MNEグループ内の香港企業は、そのグループの年間連結収入が68億香港ドルの基

準額を超えるかどうか、IRDに対する国別報告書に関する通知の要否を判断する必要がある。年間の連結グループ収入は、直前1年間の金額を参照する（2018年度の場合、2017年度を参照する）。

一方、以下を含む多くの問題が依然として不明確であるため、今後、解決される事を期待する。

- 連結財務諸表を作成していないグループであっても、連結グループ全体の収入は当該グループが連結財務諸表の作成を要求されている場合と同等の水準で算出しなければならない
- 香港の構成企業の決算期末日がUPEと異なる場合、UPEの決算期末日（グループ決算期末日）後3ヶ月以内が国別報告書に関する通知期限となる事に留意し、提出期限を守らなければならない
- 個人のMNEグループの場合、UPEが誰であるかを決定する事が重要である。これは特に、個人持株会社が事業グループ会社を保有しているグループに關係する

国別報告書に関する通知と国別申告書の提出期限は以下の通りである。

決算期末日	国別報告書に関する通知の期限	国別申告書の期限
2018年12月31日	2019年3月31日	2019年12月31日
2019年3月31日	2019年6月30日	2020年3月31日
2019年6月30日	2019年9月30日	2020年6月30日
2019年9月30日	2019年12月31日	2020年9月30日

お問合せ及びサポートは、貴社の税務アドバイザーまたはKPMG中国の税務アドバイザーまでご連絡ください。

なお、日本語でのお問合せは、担当者までご連絡ください。

編者・監修・翻訳レビュー・編集担当者紹介

[編者]

有限責任 あづさ監査法人 Global Japanese Practice (GJP) 中国事業室
KPMG中国

[監修・翻訳レビュー担当]

高部 一郎
公認会計士 KPMG中国パートナー
グローバル・ジャパンニーズ・プラクティス 中国総代表

平澤 尚子
KPMG上海事務所 税務パートナー

徐 洁 (Xu Jie)
KPMG上海事務所 税務パートナー

陳 蔚 (Vivian Chen)
KPMG深圳事務所 税務パートナー

[第11版編集担当]

高崎 博
公認会計士 あづさ監査法人 GJP 中国事業室長 パートナー

切替 丈晴
公認会計士 あづさ監査法人 GJP 中国事業室 パートナー

増田 進
公認会計士 あづさ監査法人 GJP 中国事業室 テクニカル・ディレクター

中村 祥子
米国公認会計士 あづさ監査法人 GJP 中国事業室 マネジャー

中国主要事業所一覧

Beijing	北京
8th Floor, KPMG Tower, Oriental Plaza	中国北京东长安街1号
No. 1 East Chang An Avenue	东方广场毕马威大楼8层
Beijing 100738, China	邮政编码 100738
Tel : +86 (10) 8508 5000	电话 +86 (10) 8508 5000
Fax : +86 (10) 8518 5111	传真 +86 (10) 8518 5111
Beijing Zhongguancun	北京中關村
Room 603, Flat B, China Electronic	中国北京市海淀区丹棱街3号
Plaza No.3 Danling Street,	中国电子大厦6层603室
Haidian District Beijing 100080, China	邮政编码 100080
Tel : +86-10-5875-2555	电话 +86 (10) 5875 2555
Fax +86-10-5875-2558	传真 +86 (10) 5875 2558
Qingdao	青岛
4th Floor, Inter Royal Building	中国青岛东海西路15号
15 Donghai West Road	英德隆大厦4层
Qingdao 266071, China	邮政编码 266071
Tel : +86 (532) 8907 1688	电话 +86 (532) 8907 1688
Fax : +86 (532) 8907 1689	传真 +86 (532) 8907 1689
Shenyang	瀋陽
19th Floor, Tower A, Fortune Plaza	中国沈阳北站路61号
61 Beizhan Road	财富中心A座19楼
Shenyang 110013, China	邮政编码 110013
Tel : +86 (24) 3128 3888	电话 +86 (24) 3128 3888
Fax : +86 (24) 3128 3899	传真 +86 (24) 3128 3899
Shanghai	上海
25th Floor, Tower 2, Plaza 66	中国上海南京西路1266号
1266 Nanjing West Road	恒隆广场2期25楼
Shanghai 200040, China	邮政编码 200040
Tel : +86 (21) 2212 2888	电话 +86 (21) 2212 2888
Fax : +86 (21) 6288 1889	传真 +86 (21) 6288 1889
Nanjing	南京
46th Floor, Zhujiang No.1 Plaza	中国南京珠江路1号
1 Zhujiang Road	珠江1号大厦46楼
Nanjing 210008, China	邮政编码 210008
Tel : +86 (25) 8691 2888	电话 +86 (25) 8691 2888
Fax : +86 (25) 8691 2828	传真 +86 (25) 8691 2828
Chengdu	成都
17th Floor, Office Tower 1	中国成都红星路3段1号
IFS No. 1, Section 3 Hongxing Road	国际金融中心1号办公楼17楼
Chengdu, 610021, China	邮政编码：610021
Tel : +86 (28) 8673 3888	电话 +86 (28) 8673 3888
Fax : +86 (28) 8673 3838	传真 +86 (28) 8673 3838

Hangzhou
12th Floor, Building A, Ping An Finance
Centre
280 Minxin Road, Jianggan District
Tel : +86 (571) 2803 8000
Fax : +86 (571) 2803 8111

杭州
杭州江干区民心路280号
平安金融中心A幢12楼
电话 +86 (571) 2803 8000
传真 +86 (571) 2803 8111

Guangzhou
21st Floor, CTF Finance Centre 6
Zhujiang East Road, Zhujiang New Town
Guangzhou 510620, China
Tel : +86 (20) 3813 8000
Fax : +86 (20) 3813 7000

广州
中国广州珠江新城江东6号
周大福金融中心21楼
邮政编码 510620
电话 +86 (20) 3813 8000
传真 +86 (20) 3813 7000

Fuzhou
Room 1203A, 12th Floor, Sino
International Plaza, 137 Wusi Road,
Fuzhou 350003, China
Tel : +86 (591) 8833 1000
Fax : +86 (591) 8833 1188

福州
中国福州鼓楼区五四路137号
信和广场12楼1203A室
邮政编码 350003
电话 +86 (591) 8833 1000
传真 +86 (591) 8833 1188

Shenzhen
9th Floor, China Resources Building
5001 Shennan East Road
Shenzhen 518001, China
Tel : +86 (755) 2547 1000
Fax : +86 (755) 8266 8930

深圳
中国深圳深南东路5001号
华润大厦9楼
邮政编码 518001
电话 +86 (755) 2547 1000
传真 +86 (755) 8266 8930

Hong Kong
23rd Floor, Hysan Place, 500 Hennessy
Road, Causeway Bay, Hong Kong

8th Floor, Prince's Building
10 Chater Road
Central, Hong Kong
Tel : +852 2522 6022
Fax : +852 2845 2588

香港
香港铜锣湾轩尼诗道500号
希慎广场23楼

香港中环遮打道10号
太子大厦8楼
电话 +852 2522 6022
传真 +852 2845 2588

Macau
24th Floor, B&C.Bank of China Building
Avenida Doutor Mario Soares
Macau
Tel : +853 2878 1092
Fax : +853 2878 1096

澳门（マカオ）
澳门苏亚利斯博士大马路
中国银行大厦24楼BC
电话 +853 2878 1092
传真 +853 2878 1096

Xiamen 12th Floor, International Plaza 8 Lujiang Road Xiamen 361001, China Tel : +86 (592) 2150 888 Fax : +86 (592) 2150 999	厦门（アモイ） 中国厦门鹭江道8号 国际银行大厦12楼 邮政编码 361001 电话 +86 (592) 2150 888 传真 +86 (592) 2150 999
Chongqing Unit 1408, 14th Floor Tower 1, Chongqing IFS 1 Qingyun Road, Jiangbei District Tel : +86 (23) 6383 6318 Fax : +86 (23) 6383 6313	重庆 重庆江北区庆云路1号 重庆国金中心T1栋14楼1408室 电话 +86 (23) 6383 6318 传真 +86 (23) 6383 6313
Tianjin Room 06, 40th Floor, Office Tower Tianjin World Financial Center 2 Dagu North Road Tianjin 300020, China Tel : +86 (22) 2329 6238 Fax : +86 (22) 2329 6233	天津 天津市大沽北路2号 天津环球金融中心 津塔写字楼40层06室 邮政编码 300020 电话 +86 (22) 2329 6238 传真 +86 (22) 2329 6233
Foshan 8th Floor, One AIA Financial Center 1 East Denghu Road Foshan 528200, China Tel : +86 (757) 8163 0163 Fax : +86 (757) 8163 0168	佛山 中国佛山灯湖东路1号 友邦金融中心一座8层 邮政编码：528200 电话 +86 (757) 8163 0163 传真 +86 (757) 8163 0168
Wuhan Room R6, 16F, T1, Greatwall Complex 9 Zhongbei Road, Wuchang District Wuhan 430000, China Tel : +86 (027) 5932 5678 Fax : +86 (027) 5930 1010	武汉 长城汇T1栋16层R6单元 武汉市武昌区 中北路9号 邮政编码：430000 电话 +86 (027) 5932 5678 传真 +86 (027) 5930 1010
Changsha Unit 17004, Two Business Complex Building, Central Square, 567 Changsha Avenue, Yuhua District, Changsha 410129, China Tel : +86 (731) 8569 4088 Fax : +86 (731) 8569 4099	长沙 运达中央广场二期商务综合楼17004单元, 长沙雨花区长沙大道567号, 邮政编码：410129 电话 +86 (731) 8569 4088 传真 +86 (731) 8569 4099

Haikou
Unit 1202, 12th Floor, Seat B,
West Tower, Guorui Building
11 Guoxing Avenue
Tel : +86 (898) 6525 3090
Fax : +86 (898) 6525 3091

海口
海口美兰区国兴大道 11号
国瑞大厦B栋12楼1202单元
电话 +86 (898) 6525 3090
传真 +86 (898) 6525 3091

Xi'an
Unit 6, 19th Floor, Yongli International
Finance Center
6 Jingyeyi Road
Tel : +86 (29) 6563 6866
Fax : +86 (29) 6563 6800

西安
西安锦业一路6号
永利国际金融中心19楼1906室
电话 +86 (29) 6563 6866
传真 +86 (29) 6563 6800

Zhengzhou
Unit 15A05-06, Floor 15A, Building 7 of
Kineer Business Center
51 Jinshui East Road, Zhengdong New
District
Tel : +86 (371) 6186 1788
Fax : +86 (371) 6186 1799

郑州
郑州郑东新区金水东路51号
楷林中心7座15A楼15A05-06号
电话 +86 (371) 6186 1788
传真 +86 (371) 6186 1799

書籍案内

「中国子会社の投資・会計・税務」(第3版)

中央経済社・1,096頁・12,000円(本体価格)・2018年8月末発行

本書は、2014年刊行『中国子会社の投資・会計・税務(第2版)』の全面改訂版です。第3版では、2018年5月末時点での最新の法規動向を反映しています。

さらに、実務で使いやすいものとするため、「実務でよく出るQ&A」を関連性の高い箇所に追加し、実務上、課題や論点となりやすい項目をコラム形式で記載しています。

中国において、投資や事業の展開をされている、また今後進出を検討している方々にとって、非常に実用性が高い一冊です。



第I部 投 資
第1章 投資全般
第2章 香 港
第3章 合併と買収、株式上場、撤退
第II部 会計と監査
第1章 中国における企業会計制度
第2章 監査と内部統制
第III部 税 务
第1章 中国税制概論
第2章 企業所得税
第3章 個人所得税
第4章 増値税
第5章 その他の税金
第6章 移転価格税制

「中日英・日中英 投資・会計・税務 用語辞典」
税務経理協会・A5判・368頁・3,400円（本体価格）・
2016年12月発行

本書は投資・会計・税務を中心に、中国子会社管理にも役立つ実用的・実践的な用語を選定した用語辞典です。中央財経大学（中国北京市）、KPMG中国の協力を得て編集しました。日本語見出し、中国語見出し、英語索引より3ヶ国語から検索することが出来ます。

投資・会計・税務に関する用語だけでなく、実務上の利便性を考慮し、経済・金融・IT等に関係する基本用語も加え、5,800語を収録しました。例えば、国際財務報告基準（IFRS）導入時に有用と思われる用語 約150語、内部統制報告制度を海外子会社に展開する際に有用と思われる用語 約100語、中国子会社にITシステムを導入する際に必要と思われる用語 約100語等も含まれています。また、巻末に中国の会計基準（企業会計準則、企業会計制度）に準拠した「勘定科目コード表」及び「財務諸表開示例」（日本語訳・英語訳付）を掲載しました。

中国関連ビジネスに携わる方々はもちろん、海外ビジネスに携わるビジネスマンや興味をお持ちの学生の方々にとっても、利用しやすい一冊となっています。



本書の構成

- 本書の構成と使い方
- 日本語見出し（日本語→中国語・英語）
- 中国語見出し（中国語→日本語・英語）
- 英語索引
- 附属資料（日本語訳・英語訳付）
 1. 勘定科目コード表
(企業会計準則・企業会計制度)
 2. 財務諸表開示例
(企業会計準則・企業会計制度)

「移転価格税制実務指針－中国執行実務の視点から－」

編著者名：範 堅／姜 躍生 [著] 角田 伸広／大谷 泰彦 [監訳]

KPMG [編訳]

中央経済社刊・本文 463頁・5,400円(本体価格)・2015年10月発行

本書は、中国国家税務総局の現職幹部による移転価格調査の執行実務指針であり、中国において実務家のバイブルとなっている書籍を翻訳した、包括的な解説書です。中国における移転価格調査は、BEPS(税源浸食と利益移転)への対策により、強化される傾向にあります。BEPSを契機として、税務リスク管理を親会社が主導的に行う事が求められているなか、中国税務当局の移転価格税制の執行実務を確認する事は大変有用です。日本企業の親会社と中国子会社の担当者が日本語で読む事のできる唯一の包括的な解説書であるとともに、巻末には中国移転価格税制に係る最新の税法・資料等も和訳して掲載し、実用性の高い書籍となっています。



- 第一章 独立企業原則
- 第二章 移転価格算定方法
- 第三章 比較可能性分析
- 第四章 移転価格争議の回避と解決の管理方法
- 第五章 移転価格文書
- 第六章 無形資産に対する特別の考慮
- 第七章 グループ内役務に対する特別の考慮
- 補論1 中国移転価格戦略における調整要因、契機、思索
- 補論2 中国移転価格税制の最新動向
- 中国移転価格税制に係る最新の税法・資料等

**有限責任 あづさ監査法人
Global Japanese Practice
中国事業室**

東京事務所
〒162-8551
東京都新宿区津久戸町1番2号
あづさセンタービル
TEL : 03-3266-7521
FAX: 03-3266-7522

大阪事務所
〒541-0048
大阪市中央区瓦町3丁目6番5号
銀泉備後町ビル
TEL : 06-7731-1000
FAX: 06-7731-1011

名古屋事務所
〒450-6426
名古屋市中村区名駅3丁目28番12号
大名古屋ビルヂング
TEL : 052-589-0500
FAX: 052-589-0510

home.kpmg/jp/global-network-china

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2019 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan. 19-1059

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.